

# 学校教育法の改正の方向について（高等教育関係）

教育基本法改正及び中央教育審議会答申等を踏まえ、学校教育法の規定を次のとおり改めることにしてはどうか。

## （１）学校種の目的及び目標の見直し等関係

### 1．大学に関する事項

教育基本法に大学の基本的役割に関する規定（第7条）が置かれたことを踏まえ、以下のとおり現行学校教育法の大学の目的に関する規定（第52条）を改めてはどうか。

大学の目的に関しては、例えば、教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するといった趣旨を規定してはどうか。

### 2．高等専門学校に関する事項

大学の目的に関する規定が改正される場合には、高等専門学校の目的に関する規定（第70条の2）についても同様の改正を行ってはどうか。

## （２）学校の評価及び情報提供関係

初等中等教育段階の学校種について、例えば、学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関し、保護者、地域住民その他の関係者に対して情報を提供するものとするといった趣旨が規定された場合、大学等についても同様の改正を行ってはどうか。

（ 学校の評価については、既に第69条の3において規定。 ）

## （３）大学等の履修証明制度の創設関係

大学等における教育研究成果を広く社会に提供する手段の一つとして、履修証明の制度化を図ることとし、例えば次のような趣旨を規定してはどうか。

- ・ 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者に、教育課程を提供することができること。
- ・ 大学は、当該教育課程を修了した者に対し、履修証明を行うものとする。

このほか、所要の規定の整備を行うことについても検討中。